令和７年３月１日

被保険者 各位

大倉健康保険組合

理事長　岩見　全啓

**令和７年度の任意継続被保険者の標準報酬月額について**

任意継続被保険者の保険料の算定の基礎となる標準報酬月額の上限は健康保険法の規定に基づき次のとおりとなります。

**上限標準報酬月額　３６０，０００円**

令和６年９月３０日における大倉健康保険組合の全被保険者の標準報酬月額の平均額（ただし退職時の標準報酬月額が上限額を下回るときは、退職時の標準報酬月額が適用されます。）